

地図管理業務の「業務・システム見直し方針（案）」に関する意見募集の結果について

第 1 意見数・・・ 9 件
（ 1 団体，個人 8 名）

第 2 意見の概要

地図管理業務の業務・システムを最適化することについては，賛成とする意見が多数であり，反対する意見はなかった。

その他の主な意見は，次のとおりであった。

1 登記情報システムとの連携について

登記情報，地図情報及びこれらの附属情報等の関連するすべての情報について，同一のシステム又は連携システムで構築すべきとの意見があった。

2 他省庁及び自治体との連携について

「GIS アクションプログラム 2002-2005」（地理情報システム関係省庁連絡会議）における標準に十分に配慮し，他の地理情報システムの地図情報との連携を十分に行うべきであるとの意見があった。

また，地方税法第 382 条に基づく市町村への通知のデータ化についても検討すべきとの意見があった。

3 検索機能について

住居表示からの地番検索を可能とすべきとの意見があった。

4 インターネットを利用した地図情報の公開について

インターネットを利用した地図情報の公開に当たっては，印刷ニーズに配慮する等，利用者の使いやすさに十分配慮すべきとの意見があった。

5 汎用パッケージソフトウェアの採用について

ソフトウェア（GIS エンジン，OS，DB ソフト等）の選定に当たっては，特に汎用性に配慮すべきとの意見があった。

6 その他

(1) 地図に準ずる図面（いわゆる公図）についても地図情報システムへの登録対象とすべきとの意見があった。

(2) 古い公図（旧土地台帳附属地図）等がそのままデジタル化されたにもかかわらず，一般の人は，新しく作成された地図と誤解することを防止するため，公図等の履歴を調査し，明確に表示すべきであるとの意見があった。

- (3) 地図情報の高度化に資するため、登記申請に利用される基準点を登記基準点として法的に位置付け、法務局へ登録することを制度化すべきであるとの意見があった。
- (4) 地図の異動修正処理については、随時実施することとせず、例えば数日分の処理をまとめて処理することが可能であれば、ハッキングなどの可能性を減らすことに役立つとの意見があった。

第3 今後における意見の取扱い

お寄せいただいた御意見は、今後、地図管理業務の業務・システム最適化計画の策定にあたり、参考資料とさせていただきます。御協力ありがとうございました。